



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 「災害時の基礎的事業継続力」新たに26社を認定 ～災害対応業務の円滑な実施に向けて～

関東地方整備局  
統括防災グループ  
港湾空港部

【令和3年度第3四半期の認定(新規26社、継続110社)】

国土交通省関東地方整備局は、令和3年度第3四半期に新規申請のあった26社と継続申請のあった110社について、「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」に基づき評価し、認定しました。(認定期間：令和4年1月1日～令和5年12月31日)

令和4年1月1日時点で927社が認定を受けています。

#### ■「災害時の基礎的事業継続力」認定について

本認定は、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的に建設会社の基礎的事業継続力を関東地方整備局が評価し「災害時の基礎的事業継続力」を認定しているものです。認定は本文資料(PDF)別紙の項目について評価を行い、適合した建設会社に対し、関東地方整備局が2年間の有効期限をもつ「災害時の基礎的事業継続力認定証」を交付します。

#### ■今回認定証を交付した企業

本文資料(PDF)別添表参照

#### ■今後の認定スケジュール

四半期毎に評価認定を行います。

次回は令和4年1月14日迄の申請会社を対象に評価し、令和4年4月に認定を行う予定としています。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai\\_00000024.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/bousai_00000024.html)

### 2. 令和4年の関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針を策定しました。 ～インフラ分野のDXを推進し建設現場の働き方改革、生産性の向上を期待～

関東地方整備局

関東地方整備局では、令和2年度より建設現場の遠隔臨場の試行に取り組んでおり、令和2年度の166件から令和3年度(10月末時点)は428件と約2.6倍に大幅に拡大しているところです。

この令和3年度の試行のうち152件(35パーセント)が当初からの発注者指定型、276件(65パーセント)が契約後に受注者の意向にて試行を実施(契約後に発注者指定型に指定)しており、また、発注金額で見ると1億円以上の工事が92パーセントを占めています。

受注者アンケート結果にて遠隔臨場による「段階確認」、「材料確認」、「立会」は待ち時

間の短縮等有効であり、来年度以降も遠隔臨場の実施を希望する受注者が 97 パーセントでした。

また、配筋の出来形確認、掘削工における土質変化の段階確認等の一部では遠隔臨場のカメラでの確認が困難のため従来通り現地立ち会いによる確認が必要な工種も存在することが確認されました。

これらの令和 3 年度試行結果を踏まえ、今回、令和 4 年の関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針を策定しましたのでお知らせします。

今後、試行結果についてはアンケート調査等によりフォローアップを実施していく予定です。

#### ■ 令和 4 年関東地方整備局における建設現場の遠隔臨場の試行方針

- ・ 本官工事は発注者指定型により試行
- ・ 分任官工事は発注者指定型により試行する工事発注規模を 3 億円以上から 1 億円以上に見直し

なお、1 億円未満の工事は立会頻度が多い工事など遠隔臨場の効果が期待できる工事について事務所長が発注者指定型に指定して試行

- ・ その他の全ての工事についても受注者へ意向を確認し発注者指定型により試行を実施
- ※ 「発注者指定型」とは試行にかかる必要な費用の全額を発注者が負担する方式

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000914.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000914.html)

### 3. これからのまちづくりを考えませんか？ まちづくり・住まいづくりに関する建政部セミナーの参加者を募集します！（都市経営と官民連携型のまちづくりセミナー、第17回建政部セミナー）

関東地方整備局  
建政部

関東地方整備局建政部では、地域のまちづくり・住まいづくりに関する支援の一つとして、各種セミナーを開催しています。

今回は、官民連携まちづくりをテーマに、多数の実績を有する嶋田洋平氏(株式会社らいおん建築事務所)、泉英明氏(有限会社ハートビートプラン)による講演のほか、国や関係団体による最新施策の紹介、地方公共団体等による発表を行いますので、地方公共団体、地域金融機関をはじめ、まちづくりに携わる方々の幅広いご参加をお待ちしております。(詳細は本文資料(PDF)別紙 1 のとおり)

#### 1. 日時：

令和 4 年 2 月 28 日(月)10 時 30 分～17 時 00 分

#### 2. 形式：

オンラインによる開催(Microsoft Teams を使用、参加費無料)

- ・ 参加者は、申込み時の申込書や当日の配信動画チャット欄にて、ご意見・質問をお寄せいただけます。)
- ・ インターネット接続に係る通信料等は、各自負担となりますので、あらかじめご了承ください。

また、安定した通信環境での参加を推奨いたします(参加手順は本文資料(PDF)別紙 2

のとおり。)

### 3.プログラム

○国や関係団体による支援策の紹介

○講演

「ぼくらのリノベーションまちづくり～公務員と地域金融機関は逃げられない～」  
株式会社らいおん建築事務所 嶋田洋平 氏

○講演

「ワクワクする公共空間づくりの挑戦」  
有限会社ハートビートプラン泉英明氏

○「新たな都市空間創造スクール」発表会

主催：国土交通省関東地方整備局

共催：(独)都市再生機構、(一財)民間都市開発推進機構、(一財)都市みらい推進機構、  
(公財)都市づくりパブリックデザインセンター

### 4.定員：

270名(先着順)

※なるべく多くの方に参加いただくため、応募多数の場合は人数調整をお願いする場合があります。

### 5.参加申込み

参加希望の方は、QRコード(本文資料(PDF)参照)又は以下 URL より  
2月21日(月)までにお申し込みください。

<https://www2.ktr.mlit.go.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=kensei-seminar17.html>

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city\\_park\\_00000065.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/city_park_00000065.html)

## 4. “地域インフラ”サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局  
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、422話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[https://www.ktr.mlit.go.jp/gi\\_jyutu/index00000022.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/index00000022.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 所有者不明土地の利用の円滑化を促進し、管理を適正化するための制度見直しに向けて～所有者不明土地法の見直しに向けた方向性をとりまとめ～

国土交通省は、国土審議会土地政策分科会企画部会における御審議の内容をまとめた「所有者不明土地法の見直しに向けた方向性のとりまとめ」を公表します。

国土審議会土地政策分科会企画部会（以下「企画部会」という。）においては、施行後3年を迎えた所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の見直しに向けた方向性について、昨年10月から継続的な御審議をいただいていたところであり、本日、その御審議の内容をまとめた「所有者不明土地法の見直しに向けた方向性のとりまとめ」を公表します。

国土交通省では、次期通常国会への法案提出を目指し、本とりまとめを踏まえて検討を進めてまいります。

#### 【とりまとめのポイント】

##### ○背景・経緯

- ・人口減少・高齢化が進む中、土地の利用ニーズの低下や所有意識の希薄化が進行しており、所有者不明土地や管理不全土地の増加が懸念されているところ。
- ・所有者不明土地が我が国における喫緊の課題として認識されて以降、以下の制度改革が行われてきたところ。
  - ◆所有者不明土地の円滑な利用を図ることを目的とする所有者不明土地法の制定（平成30年）
  - ◆土地の適正な管理に関する土地所有者の責務等が定められた土地基本法の改正（令和2年）
  - ◆所有者不明土地の発生予防・利用の円滑化等を目的とする民事基本法制の見直し（令和3年）
- ・こうした経緯等を踏まえ、企画部会において、所有者不明土地法の見直しに向けた方向性を審議。

##### ○今般の所有者不明土地法の見直しにおける措置の方向性

- ・所有者不明土地の利用の更なる円滑化を図るため、地域福利増進事業※の対象に地域の災害対策に役立つ施設の整備事業を追加する等、制度をより活用されやすいものとする必要がある
- ※所有者不明土地を地域住民等のための公益性の高い事業に活用できる制度
- ・全国共通の喫緊の課題となっている自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、管理不全土地に関する課題の中でもとりわけ対応が急がれる管理不全状態の所有者不明土地への措置として、市町村長による代執行等を可能とする制度を創設する等の措置が必要。
- ・所有者不明土地等の課題がある土地への対応を実効的なものとするため、市町村長がそうした土地への対応に取り組む法人を指定する等、地域一体となって取り組む体制の構築が必要。

#### 【参 考】

- ・資料については、国土交通省のホームページに掲載します。

URL：[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103\\_kikaku01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s103_kikaku01.html)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo02\\_hh\\_000001\\_00029.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo02_hh_000001_00029.html)

## 2. 第16弾「マンホールカード」をGETせよ！！ ～マンホールカードを通じて下水道のコト考えてみませんか？～

令和4年1月15日から発行するマンホールカード第16弾では、初参画16を含む41の地方公共団体で、計42種類を配布します。

マンホールカードの発行を通じて、下水道の役割を知っていただくとともに、これを機に各地に足を運んでいただくことで、観光振興にもつなげていきます。

国土交通省は、この取組を実施する地方公共団体と連携し、下水道への関心醸成に向けて、広く情報発信を行ってまいります。

### ▼マンホールカードとは？

GKP※が企画・監修するマンホール蓋のコレクションアイテムで、マンホール蓋を管理する地方公共団体とGKPが共同で作成したカード型のパンフレットです。

第1弾から累計で、全国607団体837種類のカードが発行され、総発行枚数は約770万枚となります。

※GKP（下水道広報プラットフォーム）：下水道の価値を伝えるとともに、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築と情報交流・連携を目指して、平成24年度に立ち上がった組織。

### ▼マンホールカードの入手方法

マンホールカードの配布場所はGKPのホームページでお知らせしております。カードごとに指定された場所に足を運ぶと、「1人1枚」を原則に、無料で受け取ることができます。

※GKPのホームページURL：<http://www.gk-p.jp/mhcard/>

※地域によっては新型コロナウイルス感染症の拡大が続いていますので、地域の実情に応じて配布の方法にご配慮いただいております。各自治体のホームページを必ずご確認ください。



マンホールカードの例（左から 宮城県亘理町、東京23区、山梨県富士河口湖町、沖縄県流域下水道）

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13\\_hh\\_000486.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000486.html)

### 3. “ダムを見に行こう 特別号令和3年度”～現地見学？バーチャル見学？あなたはどっち！？～

“ダムを見に行こう 特別号令和3年度”をリリースしました。  
今号では、現地で説明が受けられたり、バーチャル見学ができるダムの特集をはじめ、令和4年4月までの全国のダムツアーなどを紹介しています。

【現地でもバーチャルでも見学会実施中！あなたに合った方法で楽しんで！】

※下記のダムを特集しています。他にも紙面では見学等が可能なダムの情報を掲載しています。

#### ■現地で説明が受けられるダム

- ・天ヶ瀬ダム（京都府）
- ・美和ダム（長野県）
- ・南摩ダム（栃木県）

#### ■バーチャル見学ができるダム

- ・丸山ダム（岐阜県）
- ・塩川ダム、深城ダム（山梨県）

#### ■現地で説明が受けられたりバーチャル見学もできるダム

- ・立野ダム（熊本県）

“ダムを見に行こう 特別号令和3年度”は以下 URL でご覧頂けます。

[http://www.mlit.go.jp/river/dam/dam\\_tourism.html](http://www.mlit.go.jp/river/dam/dam_tourism.html)

過去の“ダムを見に行こう”（平成25年～）についても上記 URL でご覧頂けます。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05\\_hh\\_000136.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000136.html)

### 4. 建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組状況をまとめました ～「新・全国統一指標」令和2年度取組状況のまとめ～

改正品確法の理念を現場で実現するため、令和2年度に「新・全国統一指標」及び目標値を決定し、全国の地域ブロック発注者協議会において継続的に審議し、今般、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでおります。

「新・全国統一指標」に係る令和2年度の取り組み状況の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

将来にわたる公共工事の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和2年1月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。

品質確保や働き方改革の取組状況を測る本指標については、引き続き毎年フォローアップしていくとともに、令和6年度の目標値の達成に向け、施工時期の平準化や適正な工期設定等、公共発注者が一丸となって建設工事や業務の品質確保や働き方改革に取り組んでまいります。

## <新・全国統一指標>

### ◆工事

1. 地域平準化率（施工時期の平準化）  
国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率
2. 週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）  
国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
3. 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）  
都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格等の設定割合

### ◆測量、調査及び設計（業務）

1. 地域平準化率（履行期限の分散）  
国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合
2. 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）  
都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

※これらに加え、これまでの取組状況を踏まえた地域独自の指標も地域ごとに設定

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000854.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000854.html)

## 5. アフターコロナに対応したまちづくりを支援！

～テレワーク拠点などの整備を支援するファンドを設立、第1号案件への投資を決定～

- 一般財団法人民間都市開発推進機構と株式会社 OHANAPANA および株式会社常陽銀行は「アセットリノベーションファンド」を設立しました。
- 本ファンドは、築20年以上の不動産を利活用し、アフターコロナに対応する多様な働き方を支えるテレワーク施設や、密を解消し、都市にゆとりをもたらすグリーン・オープンスペース等の整備を行う民間まちづくり事業に対し、地域金融機関と共に出資等を通じた金融支援を行うことを目的としています。
- 第1号案件として、つくばセンタービルの一部を改修し、テレワーク拠点の整備を行う、つくばまちなかデザイン株式会社（茨城県つくば市）への投資を決定しました。

### 1. ファンド概要

ファンド名

アセットリノベーション投資事業有限責任組合

運営事業者

株式会社 OHANAPANA（NEC キャピタルソリューション（株）100%出資）



#### 有限責任組合員

株式会社常陽銀行、一般財団法人民間都市開発推進機構

#### 投資形態

出資（優先株式・匿名組合出資）

社債（普通社債・劣後社債）、特定社債

#### 設立日

2021年12月16日

#### 支援内容

社債の場合 総事業費の2/3（最大）

出資の場合 資本の2/3 または総事業費の2/3 のいずれか少ない額（最大）

※支援に際し、GPによる事業採算性等の審査がございます。詳しくは担当までお問い合わせください。

#### 支援スキーム

添付の報道発表資料をご査収ください。

## 2. 投資先・第一号案件概要

#### 投資先

つくばまちなかデザイン株式会社

※令和3年4月1日につくば市と地元企業が共同出資して設立したまちづくり会社

#### 所在地

茨城県つくば市吾妻一丁目10-1（つくばセンタービル1階）

#### 代表者

内山 博文

#### 事業内容

パブリックスペースを活かしたにぎわい創出事業、働く人を支援する場をつくる事業等

#### コンセプト

これからのチャレンジを応援する場づくりと、センター地区のにぎわいのハブを目指す

#### 導入する機能

##### ○コワーキングスペース

多様な働き方と、チャレンジする人を応援し、多くの人の交流を生み出すハブとなる場

##### ○カフェ・シェアキッチン

地元食材を使ったメニューを提供するカフェや、新規に事業を始めたい人向けのシェアキッチン

##### ○オフィス

スタートアップや地元企業が入居できるオフィスを設置し、つくばで活動する企業を支える拠点

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000363.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000363.html)